

新小牧市立図書館建設審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新小牧市立図書館建設審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、新小牧市立図書館の建設に関し必要な調査及び審議をするため、新小牧市立図書館建設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、同項に定める事項に関連する市長の権限に属する事項について調査及び審議をすることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 21 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体に属する者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 小牧市立図書館協議会委員
- (5) 市内に在住する者で、図書館に関心のあるもの
- (6) その他教育委員会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年小牧市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

新小牧市立図書館建設審議会委員	日額 7,700 円
-----------------	------------